

認可保育所、認定こども園等を利用できていない子どもが対象

認可外保育施設、一時預かり、病児保育、  
ファミリー・サポート・センターを利用する保護者の皆様へ

# 令和元年10月から幼児教育・保育の 無償化がスタートします!

無償化の対象となるためには、お住まいの市町村から  
「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

- (注1) 認定に必要となる申請書類等については、現在ご利用中の施設を通じた配布の他、本市ホームページに今後掲載予定です。申請書に必要事項を記入の上、添付書類を添えて、9月6日(金)までに保育・幼稚園課窓口にご提出いただくか、ご郵送ください。  
なお、勤務証明書は勤務先から証明いただくことが必要であり、作成に時間要する場合がありますので余裕をもってご準備願います。
- (注2) 「保育の必要性の認定」の要件は、認可保育所等の利用申し込みの際の要件と同等です。  
※月64時間以上の就労や就学・介護・看護、妊娠・出産後間もない場合、求職活動等。
- (注3) すでに認可保育所等に平成31年度入所申し込みを済ませており、沖縄市の教育・保育給付の2号・3号認定を受けている方は、無償化の対象となるため改めての申請は必要ありませんが、認定期間が終了している方や、保育の必要性の事由が変更となった方等につきましては改めて申請が必要です。  
また、教育・保育給付の認定期間終了後は、無償化の対象外となりますので、認定期間が終了する前に申請が必要となります。

3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもたちは、月額37,000円まで、  
0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもたちは  
月額42,000円までの利用料が無償化の対象となります。

- (注) お住まいの市町村の所定の請求書に必要事項を記載し、施設が発行する領収証等を添付して、申請することが必要です。

都道府県等に届出をした

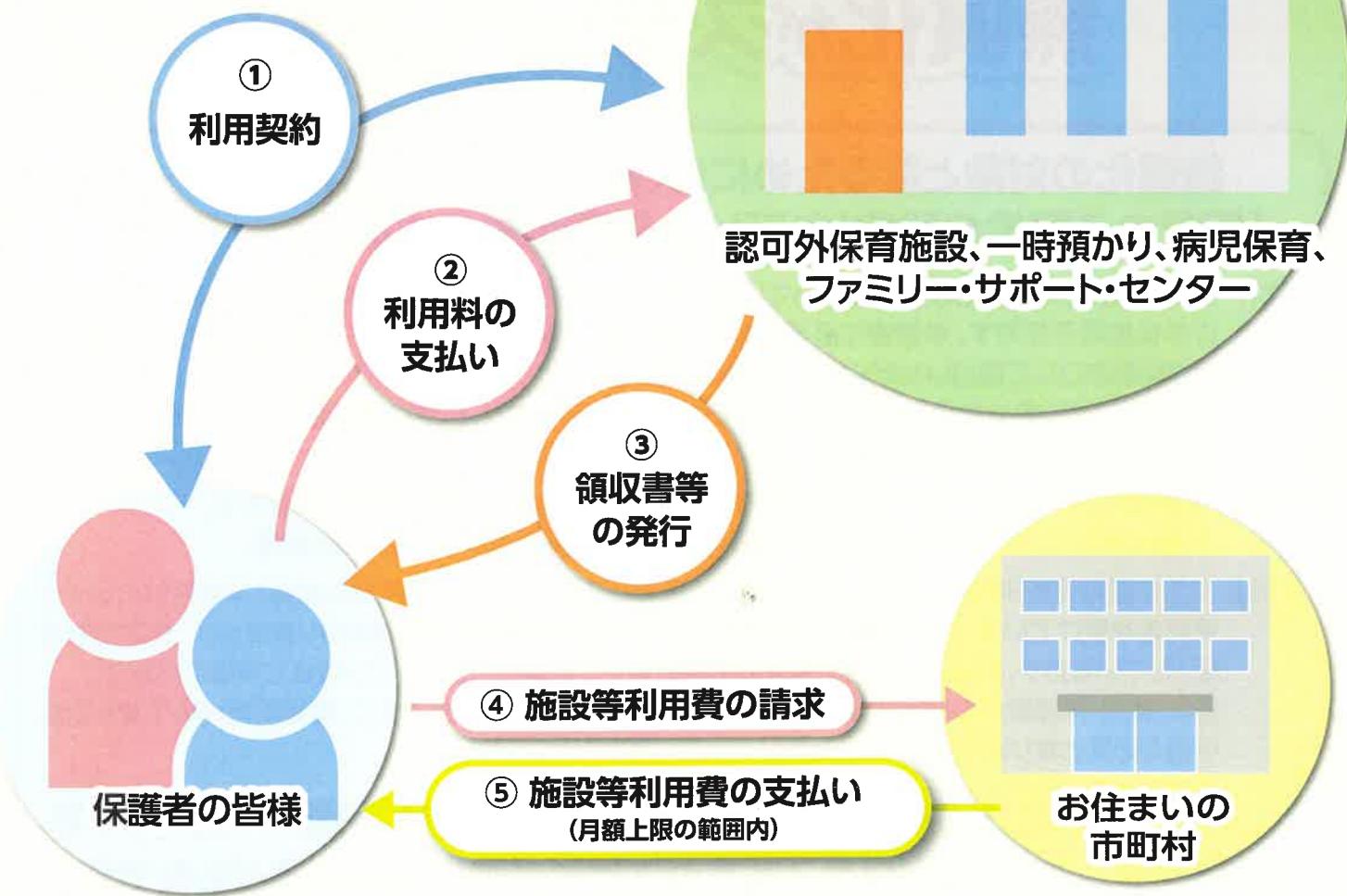
- ①認可外保育施設に加え、  
(一般的な認可外保育施設や、ベビーシッター、  
認可外の事業所内保育所等)
- ②一時預かり事業 ③病児保育事業
- ④ファミリー・サポート・センター事業  
(送迎のみの利用は  
無償化対象外です)

] が対象です。

- (注1) 上限額の範囲内で、上記①から④の事業の月額利用料の合計額が無償化の対象となります。
- (注2) 利用している認可外保育施設等が、施設が所在する市町村から無償化の対象となる「特定子ども・子育て支援施設」であるとの確認を受け、公示された施設であることが必要です。  
※無償化の対象となる施設については、9月末までに本市ホームページに掲載予定です。

# 基本的な手続きのイメージ

※施設によって、手続きが異なる場合があります。



※保育の必要性の認定を受けていない場合、まず、お住いの市町村に申請が必要です。

※申請の書類、請求・支払いの時期など、手続の詳細については、本市ホームページに今後掲載します。

※無償化の対象は利用料です。通園送迎費、食材料費、行事費などは、保護者の負担になります。ご注意ください。

お問い合わせ先

〒904-8501 沖縄市仲宗根町26番1号  
沖縄市役所 こどものまち推進部 保育・幼稚園課

☎098-939-1212 (内線3133・3138・3172)